

# 支出負担行為と支出命令に関する長の損害賠償責任と職員の損害賠償責任

## 第1 はじめに

地方公共団体の「公金の支出」（地方自治法（以下「法」という。）242条1項）は、支出負担行為↓長の支出命令↓会計管理者の支出からなっており（最高裁平成14年7月16日判決（判例時報1796号83頁）参照）、法は、支出負担行為について「法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ」（232条の3）と定め、支出について「支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと……を確認したうえでなければ」（232条の4第2項）することができないと定めている。支出命令については、このような個別規定はないものの、それが支出負担行為を受け、支出の前提としてするものである以上、法令及び予算に違反してはならないことは当然であろう（法243条の2第

1項2号参照）。

住民訴訟の4号請求では、制度上は、支出が違法であるとして、長が会計管理者に対して賠償の命令をすることを求める請求（法242条の2第1項4号但書）も可能であるが、実務上は、支出負担行為ないし支出命令が違法であるとして、執行機関としての長が個人としての長に対して損害賠償の請求をすることを求める請求（同号本文）が主流であるように思われる。

後者の請求の場合、請求原因の要件事實は概ね、①公金の支出（支出負担行為ないし支出命令）の特定、②公金の支出が違法であること、③地方公共団体に損害が発生していること及びその額、④違法な公金の支出と損害の発生に因果関係があること、⑤長に故意または過失があること、であると解されるが（なお、訴訟要件として、⑥原告適格、⑦被告適

格、⑧監査請求前置、⑨出訴期間の遵守がある。）、職員の損害賠償責任については、別途、法243条の2が存在し、その1項但書1号及び2号は、「支出負担行為」ないし「第百三十二条の四第一項の命令」をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたとき」は「これによって生じた損害を賠償しなければならない」と定め、同条2項は、「前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとす」と定め、さらに、同条3項は、「普

通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によって当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない」と定めている。

本稿では、法243条の2に関する最高裁判決を通じて、基本的であるが普段あまり意識されることのない、長の損害賠償責任と職員の損害賠償責任について―場面を支出負担行為と支出命令に限定して―検討したい。

## 第2 最高裁昭和61年2月27日判決

### 1 事案の概要（請求原因の要件事実）

本件の事案は、官官接待に供した市長交際費の支出（公金の支出）が違法であるとして、法242条の2第1項4号（ただし、平成14年改正前のもの）に基づき、住民が、市に代位して、市長に対し、損害金及び遅延損害金を市に支払うべきことを求めたというものである。

原判決（東京高裁昭和58年8月30日判決（判例時報1090号109頁））で摘示された請求原因を前記要件事実に沿って整理すると、要旨次のとおりである。

(1) 公金の支出（支出負担行為ないし支出命令）の特定（請求原因①）

市川市長は、市川市助役、市川市職員らとともに、料亭に千葉県職員らを招き、懇談会と称する宴席を設けて接待をし、その経費として交際費から21万9970円を支出した。さらに、市川市長は、市川市助役、市川市職員らとともに、ホテルに千葉県出納長、千葉県職員らを招き、懇談会と称する宴席を設けて接待をし、その経費として交際費から16万4806円を支出した。

(2) 公金の支出が違法であること（請求原因②）

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度を超えて支出してはならないものであり（地方財政法4条1項）、また、官公庁間の接待及び贈答品の授受はしてはならないことであるのはもとより、官公庁間の会議等における会食についても必要最少限度に止どめられるべきものである（昭和54年11月26日自治公一第46号各都道府県知事あて自治事務次官通知）。

ところが、前記各交際費の支出は、一人当たりの料理代も高額であるうえに、アルコール飲料代、たばこ代、土産品代、タクシー代等をも含み、これらによる前記各接待は、社会通念上夕食とされる域を大きく超えて「酒

宴」ともいふべきものであって、いかに交際費の支出が裁量行為に属するとしても、その範囲を超えた違法なものである。

(3) 地方公共団体に損害が発生していること及びその額（請求原因③）、違法な公金の支出と損害の発生に因果関係があること（請求原因④）

そして、このような公務員間においてする飲食の必要最少限度の範囲としては、実費弁償的な公務のための旅費等の範囲に止められるべきであるから、前記各交際費の支出のうち、「市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」及び「市川市職員旅費支給条例」の各規定による食卓料、旅費等に準拠して算出した額を超える部分の合計13万6906円の支出は、違法な公金の支出である。（なお、違法な公金の支出及び損害の発生について主張があるときは、因果関係は黙示的に主張されいると考える。）

(4) 長に故意または過失があること（請求原因⑤）

市川市長は、故意又は過失により前記違法な公金の支出をしたものであるから、市川市に対して13万6906円の損害を賠償すべき責任がある。

## 2 争点

- ① 職員が損害賠償責任は法243条の2第3項の賠償命令によって初めて発生するの  
か

- ② 長は法243条の2第1項の「職員」に  
含まれるのか

## 3 原判決（訴え却下）

- (1) 職員の損害賠償責任は法243条の2  
第3項の賠償命令によって初めて発生す  
るのか（争点①）

法243条の2は、一定の職員のした一定の行為による普通地方公共団体に対する賠償責任に関して、実体的にも、手続的にも特則を規定している。

「そして、このような特則を設けている同条の規定の趣旨とするところは、同条1項所定の職員の職務又は同項に掲げる各行為の特殊性に鑑みて、同項所定の行為によるこれらの職員の賠償責任については、これを私法上の債務不履行責任又は不法行為による損害賠償責任とは別の公法上の特殊責任とし、責任が苛酷とならないよう職務の特殊性に相応した責任を負わせるように配慮し、これらの職員が畏縮し消極的となることなく、積極的に職務に専念することができるようにするとともに（この点は、国家賠償法1条2項において、国又は公共団体は、公権力の行使に当た

る公務員が故意又は重大な過失があった場合にのみ、求償権を有するのと軌を一にするものである。）、違法な会計事務等の是正を当該普通地方公共団体の実情に即して簡易迅速な内部的手続により実現しようとすることにあると考えられる。

したがって、法243条の2第1項の規定が適用されるべき場合である以上、賠償責任に関する民法の規定は適用を排除され（現行法の同条14項）、また、賠償責任の存否、範囲も右賠償命令（行政処分）によって始めて確定されて具体的な義務となるに至り、その責任の実現も専ら自己完結的な同条所定の手続によってのみ図られるべきものであって、民事訴訟によることは許されないものと解するのが相当である。然らずして、若し同条の規定と賠償責任に関する民法の規定とが重疊的に適用されると解するならば、彼此いづれによるかによって賠償責任の存否、範囲等に相当の差異を生じて合理性を失し、妥当を欠く結果となるであろうし、また、右両手続を並行して進行することが許容されるものとすれば、その間の調整につき何等の定めのない現行法のもとにおいては、收拾すべからざる混乱が生ずることが明らかである。仮に、同条1項に規定する要件を充たすときには、同条3項の規定による賠償命令（行政処分）をまたずして公法上の賠償責任が当然に生ずる

と解する余地があるとしても、この場合においても普通地方公共団体の長は、同条所定の手続に従って賠償命令を発しなければならぬ義務があるのであって、これと別異に、地方公共団体の代表者として、当該職員に賠償を請求し、これに応ずればそれによって、応じなければ民事訴訟によって賠償請求権を実現することは、そもそも許されていないものと解すべきであるから（そうでなければ、同条の規定の存在理由は、遂に見出し得ないであろう）、当該地方公共団体のなし得ない賠償請求訴訟を住民がこれに代位して提起することのできないのは当然である。」（読みやすくする限りで、一部改変して引用。以下同じ。）

- (2) 長は法243条の2第1項の「職員」  
に含まれるのか（争点②）

「法243条の2の規定は、同条1項2号において法232条の4第1項の命令（普通地方公共団体の長の命令）を掲げているところからも、普通地方公共団体の長の賠償責任についても等しく適用されるべきであり、普通地方公共団体の長がその資格に基づいてその職にある私人たる自己にあてて賠償命令を発するということも法理上はもとより可能であり、実際的にも、賠償命令は、監査委員の監査の結果に基づいてなされるなど、その公正な運用が制度上担保されているのであるか

ら、普通地方公共団体の長の職にある者自身が賠償責任を負うべき場合についても、以上に述べたところと別異に解すべき理由は無い。

したがって、本訴請求が市川市長が関係法令に違反して違法に本件各交際費の支出にかかる支出負担行為（法232条の3）又は支出命令（法232条の4第1項）をしたとして、市川市長の市川市に対する賠償義務の履行を代位請求するものであるとすれば、右賠償責任の存否若しくは範囲の決定又はその責任の実現は、専ら右にみた法243条の2所定の手続によってなされるべきものであって、これとは別に、住民が法242条の2第1項4号の規定に基づき市川市に代位して市川市長に対して市川市が被った損害の賠償を求めることはできないものといわなければならない。本件訴えは、不適法というほかはない。

#### 4 判旨（破棄差戻）

(1) 職員の損害賠償責任は法243条の2第3項の賠償命令によって初めて発生するの（争点①）

法243条の2は、1項、2項、3項など、同条1項所定の職員の賠償責任に関する特別を定めている（現行法の同条14項参照）。

「ところで、同条の沿革について見るに、昭和22年法律第67号による法制定に際しては、旧法制において存した吏員の地方団体に

対する公法上の賠償責任の制度を採用せず、普通地方公共団体の職員の賠償責任についてはすべて民法の規定により処理することとして、これに関する特別の規定を設けなかつたところ、その後、公金亡失等の事故の増加に対処するため、前記住民訴訟の制度とは全く別個に、簡易な手続により地方公共団体の損害補てんを図る目的をもつて、昭和25年法律第143号による法の一部改正により、出納長又は収入役その他の普通地方公共団体の職員が法令の規定に基づいて保管する現金又は物品を善良な管理者の注意を怠り亡失又はき損した場合には、当該地方公共団体の長は監査委員の監査の結果に基づき期限を定めてその損害を賠償させなければならないものとする規定（旧244条の2）が法に新設されることになったものである。」そして、右規定は、2度の改正を経て平成14年改正前の法となったものである。

「以上のような法における職員の賠償責任に関する制度の制定、改正の経緯に現行243条の2の規定内容を合わせ考えれば、同条の趣旨とするところは、同条1項所定の職員の職務の特殊性に鑑みて、同項所定の行為に起因する当該地方公共団体の損害に対する右職員の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任よりも責任発生要件及び責任の範囲を限定し

て、これら職員がその職務を行うに当たり畏縮し消極的となることなく、積極的に職務を遂行することができるよう配慮することにも、右職員の行為により地方公共団体が損害を被った場合には、簡便、かつ、迅速にその損害の補てんが図られるように、当該地方公共団体を統轄する長に対し、賠償命令の権限を付与したものであると解せられる。

してみれば、法243条の2の規定は、同条1項所定の職員の行為に関する限りその損害賠償責任については民法の規定を排除し、その責任の有無又は範囲は専ら同条1、2項の規定によるものとし、また、右職員の行為により当該地方公共団体が損害を被った場合に、賠償命令という地方公共団体内部における簡便な責任追及の方法を設けることによつて損害の補てんを容易にしようとした点にその特殊性を有するものによつて、当該地方公共団体の右職員に対する損害賠償請求権は、同条1項所定の要件を充たす事実があればこれによつて実体法上直ちに発生するものと解するのが相当であり、同条3項に規定する長の賠償命令をまつて初めてその請求権が発生するとされたものと解すべきではない。なお、法243条の2第3項以下の規定によれば、同条は、当該地方公共団体の長の発する賠償命令につき、不服申立手続を規定し、かつ、3年間の除斥期間を設けている（現行法では

削除)が、このゆえに、同条が同条1項所定の職員の行為について同条3項に規定する賠償命令による以外にその責任を追及されることとがないうことまでをも保障した趣旨のものであると解することはできない(同条1項所定の職員の行為により生じた当該地方公共団体の損害賠償請求権については、その性質上、賠償命令の除斥期間(現行法では削除)とは別に、法236条の債権の消滅時効の規定の適用があるものと解される。)

(2) 長は法243条の2第1項の「職員」に含まれるのか(争点②)

「そして、普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務その他公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負い(法138条の2)、予算についてその調製権、議会提出権、付再議権、原案執行権及び執行状況調査権等広範な権限を有するものであって(法176条、177条、211条、218条、221条)、その職責に鑑みると、普通地方公共団体の長の行為による賠償責任については、他の職員と異なる取扱をされることもやむを得ないものであり、右のような普通地方公共団体の長の職責並びに前述のような法243条の2の規定の趣旨及び内容に照らせば、同条1項所定の

職員には当該地方公共団体の長は含まれず、普通地方公共団体の長の当該地方公共団体に對する賠償責任については民法の規定によるものと解するのが相当である。

そうすると、法242条の2第1項4号の規定に基づく損害補てんの代位請求訴訟においては、当該訴訟が法243条の2第1項所定の職員に對し同項所定の行為を理由として損害の補てんを求めるものであるか否かによつて訴えの適否が左右されるものと解すべき理由はないうのみならず、当該訴訟が当該地方公共団体の長の行為による損害の補てんを求めるものである場合には、実体的にも法243条の2の規定を顧慮する必要はないものといわなければならない。」

### 第3 検討

#### 1 職員の損害賠償責任

(1) 最高裁によれば、「当該地方公共団体の右職員に對する損害賠償請求権は、同条1項所定の要件を充たす事実があればこれによつて実体法上直ちに発生するものと解するのが相当であり、同条3項に規定する長の賠償命令をまつて初めてその請求権が発生するとされたものと解すべきではない」のであるから、職員の損害賠償責任の実体法上の根拠は、法243条の2第3項の賠償命令(これにより公金を賦課する行政処分)ではなく、

同条1項ということになる。

民法の債務不履行責任ないし不法行為責任と比較すると、故意または重過失に要件が限定されること、その責任の内容が、同条2項により、特殊な分割債務(民法427条参照)とされること、さらに、「法236条の債権の消滅時効の規定の適用がある」ことにより、消滅時効の期間が5年間とされることが特徴となる。

(2) また、「同条3項に規定する賠償命令による以外にその責任を追及されることがないうことまでをも保障した趣旨のものであると解することはできない」のであるから、地方公共団体は、賠償命令をせずに、民事訴訟によつて、職員の損害賠償責任を追及することもできる。

もつとも、「民法の規定を排除し、その責任の有無又は範囲は専ら同条1、2項の規定によるものとし」という趣旨が、民法の特則であるといふのか、原判決のいうところの「公法上の特殊責任」であるといふのかは明らかでなく、仮に後者の趣旨であるならば、民事訴訟ではなく、一種の実質的当事者訴訟(行訴法4条後段)ということになる。もともと「民法の規定により処理」していたという沿革、「賠償命令という地方公共団体内部における簡便な責任追及の方法を設けることに

よって損害の補てんを容易にしようとした」ものにすぎないことを重視すれば、前者の趣旨であるように考えられるし、職員損害賠償責任には「法236条の債権の消滅時効の規定の適用がある」というのは、公法関係（公法上の法律関係）として理解しているということになるから（最高裁平成17年11月21日判決（判例時報1922号78頁）参照）、このことを重視すれば、後者の趣旨であるようにも考えられる。

なお、住民訴訟は客観訴訟であるところ、法242条の2第1項但書は、「当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求」と定めており、住民訴訟の4号請求では、賠償命令をすることを求める請求に限られ、損害賠償の請求をすることを求める請求をすることはできないことになっている。

## 2 長の損害賠償責任

(1) 最高裁によれば、「同条1項所定の職員には当該地方公共団体の長は含まれず」民法の規定による」というのであるから、長の損害賠償責任の実体法上の根拠は、法243条の2第3項の賠償命令でも、同条第1項でもなく、民法ということになる。具体的には、

「民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任」というのであるから、民法415条または民法709条ということになるが、前者の債務としては、受任者の善管注意義務（民法644条、法138条の2）であると解される（大審院昭和13年2月8日判決（民集17巻100頁）及び会社法330条参照）。

民法の債務不履行責任及び不法行為責任は、いずれも故意または過失が要件であり、債務者（西原信雄編「注釈民法(11)」42・65頁）ないし加害者（最高裁昭和57年3月4日判決（判例時報1042号87頁））が複数の場合の損害賠償責任は、いずれも不真正連帯債務である。消滅時効の期間は、債務不履行責任であれば10年間（民法167条1項）であり、不法行為責任であれば3年間（除斥期間は2年間）（民法724条）である。

なお、不法行為責任では、故意または過失が請求原因とされるが、債務不履行責任では、帰責性（故意または過失）がないことが抗弁とされている（最高裁昭和34年9月17日判決（判例時報204号21頁））。このため、住民訴訟の4号請求として、執行機関としての長が個人としての長に対して損害賠償の請求をすることを求める請求をする場合で、長の損害賠償責任の実定法上の根拠が民法415条であるときは、長に故意または過失があるこ

と（請求原因⑤）が請求原因になるのではなく、長に故意または過失がないことが抗弁になると解される。

(2) また、「同条1項所定の職員には当該地方公共団体の長は含まれず」というのであるから、そのことを前提とする同条3項の賠償命令の対象にもならず、地方公共団体は、専ら民事訴訟によって、長の損害賠償責任を追及することになる。

## 3 長の損害賠償責任と職員の損害賠償責任（まとめ）

(1) 法243条の2第1項の損害賠償責任  
ア 対象者

① 法153条、法180条の2（委任）または事務決裁規程等（専決、代決）により支出負担行為ないし支出命令をする権限を有する職員（部長、課長等）

② ①を直接補助する職員で、規則で指定した者

なお、①は権限を委任された職員のことであり、専決、代決権限を有する職員は②であるとする古い行政実例（行実昭和39年10月19日）があるが、①に長は含まれず、地方公共団体の例は多くないことから、そのように解すると、①はあまり意味のない規定となる。専決、代決権限を有す

る職員も決裁した者（現実に意思決定をした者）として損害賠償責任を負うべきであるにもかかわらず、規則で指定しないことにより、責めを免れ得るとする理由はない（園部逸夫編「地方自治法講座 4 住民訴訟」25頁参照）。最高裁も、近時、専決権限を有する財務課長を①とし、財務課長の権限に属する事務を直接補助する教育予算班経理担当副主任を②としている（最高裁平成20年11月27日判決（判例時報2028号26頁））。

イ 要件等

- ① 要件 故意または重過失
- ② 責任態様 特殊な分割債務
- ③ 消滅時効 5年間
- ウ 訴訟等
- ① 責任追及 民事訴訟または賠償命令
- ② 住民訴訟 賠償の命令をすることを求める請求

- (2) 民法上の損害賠償責任
- ア 対象者
- ① 長
- ② 地方公営企業の管理者（最高裁平成3年12月20日判決（判例時報1411号27号））
- ③ 職員で、法243条の2第1項の職員に該当しない者（予算執行職員等に該当しない職員）

イ 要件等

- ① 要件 故意または過失

なお、支出負担行為ないし支出命令をする権限を有する職員が支出負担行為ないし支出命令をした場合の長は、指揮監督上の義務違反について故意または過失（最高裁平成9年4月2日判決（判例時報1601号47頁））

- ② 責任態様 不真正連帯債務
- ③ 消滅時効 債務不履行責任であれば10年間、不法行為責任であれば3年間（除斥期間は20年間）
- ウ 訴訟等
- ① 責任追及 民事訴訟
- ② 住民訴訟 損害賠償の請求をすることを求める請求

#### 第4 最高裁平成6年11月8日判決民集173号275頁

1 法243条の2の立法趣旨の理解については、原判決、最高裁判決とも共通しており（前記第2の3及び4の傍線部参照）、そこから特定の結論を導くことは困難であって、原判決は、条文を緻密に検討して結論を導いたのに対して、最高裁判決は、同条の沿革を重視して結論を導いている。

より実質的な価値判断（結論の妥当性）として、最高裁は、原判決のように解すると、

住民訴訟の意義（最高裁昭和53年3月30日（判例時報884同22頁））が骨抜きになるおそれがあることを危惧しているのであろうが、原判決のように解しても、賠償命令を怠つていれば、それを「公金の賦課……を怠る事実」（法242条1項）として、「違法の確認の請求」（法242条の2第1項3号）をすることができ、万一、5年の経過により時効消滅させれば、それを「財産の管理を怠る事実」（法242条1項）とし損害賠償の請求をすることを求める請求をすることができるのであるから、迂遠ではあるものの、住民訴訟制度の意義が骨抜きになるということにはならないように思われる。同条と住民訴訟の4号請求の関係が問題となり得る事案において、従前はそれが問題とされてこなかったという経緯を無視できなかつたのではないか。

ともあれ、最高裁判決に対しては、地方公共団体も法人であり（法2条1項）、長は法人の理事ないし株式会社の取締役と同様の地位にあるとはいえても、長と地方公共団体の間に、いつ、いかなる行為をもって契約関係が発生しているというのか（民法644条の適用ないし準用の基礎は何か）という理論的な疑問とともに（あるいは、債務不履行というのは、公法・私法を問わずおおよそ法律関係に妥当する信義則上の義務の不履行を意味しているのか）、賠償命令と（たとえば、賠償

命令の額が過少であることを理由として、怠る事実の違法確認の請求や、執行機関としての長が個人としての長に対して損害賠償の請求をすることを求める請求）住民訴訟の調整はどのようにして図られるのかという現実的な疑問があるが、後者の疑問については、最高裁判成6年11月8日判決（裁判集民173号275頁）が、このことに触れている。

2 最高裁判成6年11月8日判決は、「原审の適法に確定した事実関係の下において、被告人がa町に対して負担する賠償責任の有無及び範囲は本件賠償命令の命ずるところに限られるとした原审の判断は、正当として是認することができる」としており、これによれば、職員の損害賠償責任の範囲は、賠償命令の範囲に限られることになりそうである。もっとも、「原审の適法に確定した事実関係の下において」という条件が付されており、一般に妥当する判断であるのか、賠償命令の額が適正である事案に限った判断であるのかは、なお検討を要するところである。

## コラム 十任十色

### ロジとサブ

古里さんはその名の通り、ふるさと催事係の係長である。山間の小さな市にはさしたる産業がない。霊験あらたかとの世評が高い観音様ぐらいしか特筆すべきものもない。だから、その門前町を中心とした観光業が頼りであった。当然、集客のために折に触れてイベントを行う必要がある。それも、市長の言を借りれば、最低コストで最大効果を目指るものだ。

ところが、行政マンにはこの手の仕事が苦手な人が多い。ましてや、この寒村である。条例や規則、マニュアルに沿ってさまざまな書類をきちんとチェックする。行政にとって最も基本的なことができる人材だとて、そうざらにはいない。それなのに、イベントをうまく仕切る職員など、そもそも望むことすらおこがましい。

そんな状況なのに、なんの因果か、イベントにうってつけの人材が古里係長であった。だから、およそ催事と言え、何でもかんでも彼が関わる。それも、いわゆる「仕切る」のである。彼はそれを好きでもなければ望んでもいないが、いつの間にか彼が仕切っているのである。

一口に催事と言っても、関わる部や課は多い。式典等を具体的に進める主管課だけでも、産業課、市民課、観光課、建設課、総務課から行政委員会、教育委員会まで市役所中にある。古里から見ると、判で押したように内容や儀式的形にこだわる担当者ばかりが目立つ。

古里はひそかに彼らをサブ屋と呼んでいる。サブスタンシャル（中身）にこだわる人の意味である。確かに、内容や式典の見栄えはそのイベントの直接的な評価につながる。加えて、どうも行政に長く携わっていると、そっちが気になるらしい。

花火大会にしても、大会の意義や今年の意味合いとはなにか、花火の一つひとつは何を象徴していて市の振興にどう結びつくのか、あるいは、どういった効果を市にもたらすのか、などについて日がな一日議論して飽きない。また、来賓のあいさつの順番をどうする、乾杯はどのタイミングで、主催者代表はだれで、何を言わせるのかななどにもずったもんだで果てがない。

誰も、準備をいつからどう進めるか、関係者への根回しは、防火関連の態勢や許可は、寄附はどこからどのタイミングで集めるか、進行日程のクリティカルパスは、いわゆるロジスティック（兵站）には無頓着だ。だから、古里が徹底したロジ屋に回るしかない。

催事の実行部隊である業者では、このサブとロジは車の両輪でどちらが欠けてもうまくいかないことが常識である。しかし、彼らでも、その両方をうまくこなす人は少ない。極めて綿密にロジから入ってきてサブは主催者が考えてくださいというプロが偶にいて、そういう時は古里も仕事が楽だ。ふつうは、行政側も業者側もロジ部分は相手の役目だと勝手に思っている。

古里とて、最初からロジの人であったわけではない。採用当時の上司、坂本総務課長がロジの人であった。人呼んで「めし休みの坂本」。現場に来るといつも、「飯は食ったか?」、「休みは取ったか?」というのが口癖で、スケジュールの鬼、工程おバカとも揶揄された。

「誰でもサブの方が面白い。陳腐な内容でもそこそこの催事にはなる。手柄もわかりやすいし目立つ。それに対してロジは常に縁の下の力持ちならぬ人柱だ。成功しても功績は忘れられる。失敗すればロジが全責任を被る。損な役目である。だから、わたしがやる」。古里はそんな坂本に仕込まれてしまった。

坂本は、イベントが始まると事務局に張り付いて全体の進行の指揮を取った。会場にはいかなかった。そして、突発的な出来事に間髪いれずに対応した。たとえ市長の伝令であろうとも会場内の幹部のその場の思いつきは無視した。モニターテレビがあると喜んだが、無くても見に行かなかった。裏方に徹した。終わった後ほめられるより怒られる方が多かった。それでも、愚痴一つこぼさなかった。

古里は、万年係長でさまざまな部署に異動したが、どこにいても催事の縁の下の力持ちだった。性にあってはいたのかもしなかったが、坂本課長あつてのイベントだったことを誰よりもよく知っていて、坂本が総務部長で退職してから後継者がいなかったからである。結局、それがそのまま仕事になってふるさと催事係長となった。

古里は最後の片付けが終わった後、いつも一人で鏡を見る。自分がかつての坂本のように晴れ晴れとした顔をしていると、心底嬉しい。

古里は食いしん坊で、腹が減っていると力が出ないから、いつも裏方の昼飯の心配をしている。それで、みんなから「めしの古里」と呼ばれている。「休んだか?」って訊かなくちゃあな、そう思いながらも、今日も事務局に陣取って飯の心配をしている。

（新戸 拓）